

市町村民税非課税者に係る申告書 兼 同意書

年 月 日

(あて先) 岐阜市長

申請者 住所
氏名
対象児童 氏名

私は、市町村民税世帯非課税であり、かつ、年中の

【区分：低所得Ⅰ 1,250円/月】

公的年金等の収入金額、合計所得金額及び国民年金法に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が下記のとおり82万6,500円以下であることを申告し、小児慢性特定疾病医療費支給認定を申請します。また公的年金等の収入金額、合計所得金額については岐阜市が情報を取得することに同意します。

- ① 障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付(裏面参照)
①の給付等を受給していません。
①の給付等の受給額は、別添書類のとおり円です。

【※市職員記載】

② 年金収入の金額 円
③ 合計所得金額 円
合計 円

【区分：低所得Ⅱ 2,500円/月】

公的年金等の収入金額、合計所得金額及び国民年金法に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額が82万6,500円を超えることを申告し、小児慢性特定疾病医療費支給認定を申請します。また、自己負担上限月額が2,500円となることに同意します。公的年金等の収入金額、合計所得金額については岐阜市が情報を取得することに同意します。

【被用者保険加入者(全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合など)の場合】

また市町村民税非課税者の所得区分の判定のため、岐阜市が対象児童及び支給認定基準世帯員の地方税関係情報等を保険者へ提供することに同意します。
※加入する保険者が国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合の場合(裏面参照)は、別紙「所得区分判定に関する同意書」を併せてご提出ください。

小児慢性特定疾病医療費支給の自己負担上限月額 (単位：円)

Table with 6 columns: 区分, 区分の基準, 原則 (一般, 重症・高額かつ長期, 人工呼吸器等装着者), 低所得Ⅰ, 低所得Ⅱ, 入院時の食費

※市職員記載

Table with 5 columns: 受付場所, 地域・中・北・南, 確認者, 添付書類, 有・無

○障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付

- 一 国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下この条、第十八条の四十四及び第二十五条の二十四の三において「昭和六十年法律第三十四号」という。)第一条の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金
- 二 厚生年金保険法(昭和三十九年法律第一百五号)に基づく障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金並びに昭和六十年法律第三十四号第三条の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金
- 三 船員保険法に基づく障害年金及び障害手当金並びに昭和六十年法律第三十四号第五条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金
- 四 国家公務員共済組合法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号)第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく障害年金
- 五 地方公務員等共済組合法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八号)第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく障害年金
- 六 私立学校教職員共済法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第六号)第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく障害年金
- 七 移行農林共済年金(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一号)附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。第十八条の四十四及び第二十五条の二十四の三において同じ。)のうち障害共済年金及び移行農林年金(同条第六項に規定する移行農林年金をいう。第十八条の四十四及び第二十五条の二十四の三において同じ。)のうち障害年金並びに特例年金給付(同法附則第二十五条第四項各号に掲げる特例年金給付をいう。第十八条の四十四及び第二十五条の二十四の三において同じ。)のうち障害を支給事由とするもの
- 八 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第六十六号)に基づく特別障害給付金
- 九 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に基づく障害補償給付及び障害給付
- 十 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号。他の法律において準用する場合を含む。)に基づく障害補償
- 十一 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)に基づく障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの
- 十二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三百三十四号)に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当

○国家公務員共済組合 及び 地方公務員共済組合

1) 国家公務員共済組合 20 共済組合

- ・衆議院共済組合 ・参議院共済組合 ・内閣共済組合 ・総務省共済組合 ・法務省共済組合
- ・外務省共済組合 ・財務省共済組合 ・文部科学省共済組合 ・厚生労働省共済組合
- ・農林水産省共済組合 ・経済産業省共済組合 ・国土交通省共済組合 ・裁判所共済組合
- ・会計検査院共済組合 ・防衛省共済組合 ・刑務共済組合 ・厚生労働省第二共済組合
- ・林野庁共済組合 ・日本郵政共済組合 ・国家公務員共済組合連合会職員共済組合

2) 地方公務員共済組合

- ・地方職員共済組合(地方共済事務局) ・地方職員共済組合(団体共済部) ・公立学校共済組合
- ・警察共済組合 ・東京都職員共済組合 ・全国市町村職員共済組合連合会
- ・指定都市職員共済組合(10 組合)：札幌市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市
- ・都市職員共済組合(3 組合)：北海道都市、仙台市、愛知県都市
- ・市町村職員共済組合(47 都道府県)